

(仮訳)

(フィリピン側書簡)

閣下

2008年8月22日

本長官は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下、「日比EPA」という。）の解釈に関するフィリピンと日本の共有された理解について下記のとおり言及する光栄を有します。

1. 日比EPAは、その前文に言及されたとおり、両締約国政府が、憲法を含むそれぞれ自国の法令に従って措置を実施することの重要性を認識し、確認している。
2. 日比EPAに定められたすべての規定はフィリピン共和国憲法及び日本国憲法に従って実施されなければならない。
3. 日比EPAのいかなる規定も、フィリピン共和国憲法の第2条15項、第12条第1, 2, 3, 7, 8, 10, 11, 12及び14項、第14条第4及び12項、第16条第11項を含む、現行条項の改正を求めている。なお、これらのフィリピン共和国憲法の規定は、とりわけ以下を対象とする。
 - (1) 国民の健康に関する権利の保護・促進
 - (2) 外国企業による不公正競争及び貿易活動からのフィリピン企業の保護
 - (3) すべての公有地の所有、並びにすべての水面、鉱物、石炭、石油その他の鉱油、すべての潜在的エネルギー資源、漁業資源、森林又は材木、野生生物、動植物、及びその他の天然資源の調査・開発
 - (4) 譲渡可能な公共の土地の賃貸・所有
 - (5) 私有地の所有・譲渡
 - (6) 一定の分野における投資を規定の最低国内資本の要件を満たすフィリピンの国民・企業・団体に限定すること
 - (7) 国民経済及び国民財産の分野における、有資格のフィリピン人に対する優先権・特権・免許の付与
 - (8) 外国投資の規制
 - (9) 公共設備の運営
 - (10) フィリピン労働力・国産材料・国産品の優先的利用の促進と競争力向上のための措置の導入
 - (11) すべての職業への従事
 - (12) 教育機関の所有・管理・運営
 - (13) 技術の移転・促進に関する国家統制
 - (14) マスメディアの所有・経営
 - (15) 広告産業に従事する企業・団体の所有
4. この書簡の交換は日比EPAの規定の解釈を確認するのみであり、日比EPAの規定の下での両締約国の権利及び義務を修正するものではない。

本書簡に関連し、本長官は日比EPAに関連して交換され、環境問題の分野における日比EPAの解釈を確認した2007年5月22日と23日の書簡を想起します。

本長官は更に日比EPAが次のとおり規定することを確認する光栄を有します。

第161条

「両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定並びにその実施及び運用についての一般的な見直しを2011年に行うものとし、その後においては5年ごとに行う。」

第163条1第1文

「この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。」

日本政府を代表する閣下の返簡において、上記が、日比EPAの解釈に関する両国政府の共有された理解であることを確認いただければ幸甚です。

本長官は、以上を申し進めるに際し、閣下に向かって敬意を表します。

アルベルト G ロムロ

(仮訳)

(日本側書簡)

閣下

2008年8月28日

本大臣は、2008年8月22日の、貴長官発書簡に言及する光栄を有します。

「本長官は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下、「日比EPA」という。）の解釈に関するフィリピンと日本の共有された理解について下記のとおり言及する光栄を有します。

1. 日比EPAは、その前文に言及されたとおり、両締約国政府が、憲法を含むそれぞれ自国の法令に従って措置を実施することの重要性を認識し、確認している。
2. 日比EPAに定められたすべての規定はフィリピン共和国憲法及び日本国憲法に従って実施されなければならない。
3. 日比EPAのいかなる規定も、フィリピン共和国憲法の第2条15項、第12条第1, 2, 3, 7, 8, 10, 11, 12及び14項、第14条第4及び12項、第16条第11項を含む、現行条項の改正を求めている。なお、これらのフィリピン共和国憲法の規定は、とりわけ以下を対象とする。
 - (1) 国民の健康に関する権利の保護・促進
 - (2) 外国企業による不公正競争及び貿易活動からのフィリピン企業の保護
 - (3) すべての公有地の所有、並びにすべての水面、鉱物、石炭、石油その他の鉱油、すべての潜在的エネルギー資源、漁業資源、森林又は材木、野生生物、動植物、及びその他の天然資源の調査・開発
 - (4) 譲渡可能な公共の土地の賃貸・所有
 - (5) 私有地の所有・譲渡
 - (6) 一定の分野における投資を規定の最低国内資本の要件を満たすフィリピンの国民・企業・団体に限定すること
 - (7) 国民経済及び国民財産の分野における、有資格のフィリピン人に対する優先権・特権・免許の付与
 - (8) 外国投資の規制
 - (9) 公共設備の運営
 - (10) フィリピン労働力・国産材料・国産品の優先的利用の促進と競争力向上のための措置の導入
 - (11) すべての職業への従事
 - (12) 教育機関の所有・管理・運営
 - (13) 技術の移転・促進に関する国家統制
 - (14) マスメディアの所有・経営
 - (15) 広告産業に従事する企業・団体の所有

4. この書簡の交換は日比EPAの規定の解釈を確認するのみであり、日比EPAの規定の下での両締約国の権利及び義務を修正するものではない。

本書簡に関連し、本長官は日比EPAに関連して交換され、環境問題の分野における日比EPAの解釈を確認した2007年5月22日と23日の書簡を想起します。

本長官は更に日比EPAが次のとおり規定することを確認する光栄を有します。

第161条

「両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定並びにその実施及び運用についての一般的な見直しを2011年に行うものとし、その後においては5年ごとに行う。」

第163条1第1文

「この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。」

日本政府を代表する閣下の返簡において、上記が、日比EPAの解釈に関する両国政府の共有された理解であることを確認いただければ幸甚です。

本長官は、以上を申し進めるに際し、閣下に向かって敬意を表します。」

本大臣は、上記が、日比EPAの解釈に関する両国政府の共有された理解であることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

外務大臣 高村正彦